

○新座市こども医療費支給に関する条例施行規則

昭和 48 年 7 月 7 日

規則第 21 号

改正 昭和 59 年 12 月 22 日規則第 33 号

昭和 63 年 10 月 26 日規則第 33 号

平成 4 年 6 月 4 日規則第 20 号

平成 5 年 5 月 31 日規則第 16 号

(題名改称)

平成 7 年 5 月 25 日規則第 28 号

平成 7 年 11 月 28 日規則第 36 号

平成 9 年 6 月 27 日規則第 18 号

平成 10 年 6 月 22 日規則第 19 号

平成 11 年 9 月 30 日規則第 24 号

平成 16 年 12 月 22 日規則第 31 号

平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号

平成 17 年 6 月 24 日規則第 41 号

平成 20 年 3 月 28 日規則第 3 号

(題名改称)

平成 21 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 22 年 9 月 30 日規則第 37 号

平成 23 年 12 月 22 日規則第 41 号

平成 24 年 3 月 27 日規則第 5 号

平成 24 年 12 月 25 日規則第 62 号

平成 26 年 11 月 25 日規則第 42 号

平成 29 年 12 月 20 日規則第 45 号

令和 3 年 3 月 24 日規則第 14 号

令和 4 年 7 月 12 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新座市こども医療費支給に関する条例（昭和 48 年新座市条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるもの

とする。

(昭63規則33・平4規則20・平20規則3・一部改正)

(社会保険各法)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める社会保険各法は、次の各号に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(昭59規則33・追加、平9規則18・平10規則19・一部改正)

(受給資格登録申請書)

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める受給資格登録申請書は、こども医療費受給資格登録申請書とする。

(平22規則37・全改)

(受給資格証の交付等)

第4条 条例第6条第1項の規定により登録した者（以下「受給資格者」という。）に対し、こども医療費受給資格証（別記様式）を交付するものとする。

2 条例第6条第2項の規定による認定を行わないときは、こども医療費受給資格登録申請却下通知書により同条第1項の申請書を提出した者に通知するものとする。

3 こども医療費受給資格証を破損し、又は亡失したときは、こども医療費受給資格証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 こども医療費受給資格証の始期は、前条の申請書を提出した日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 条例第3条の対象の子どもの出生、転入その他同条に規定する受給資格を得るに至った日の翌日から起算して15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に前条の申請書を提出したとき 出生、転入その他受給資格を得るに至った日

(2) 災害その他やむを得ない理由により、前条の申請書を提出することができなかつた場合において、当該やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請書を提出したとき やむを得ない理由により申請書を提出することができなくなつた日

(昭 59 規則 33・旧第 3 条繰下・一部改正、昭 63 規則 33・平 4 規則 20・平 20 規則 3・平 22 規則 37・令 3 規則 14・一部改正)
(支給の申請等)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定による支給の申請は、こども医療費交付申請書によらなければならない。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による保険医療機関等の請求は、こども医療費請求書によらなければならない。

3 市長は、条例第 5 条第 2 項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(昭 59 規則 33・旧第 5 条繰下・一部改正、昭 63 規則 33・平 4 規則 20・平 17 規則 27・平 20 規則 3・一部改正、平 22 規則 37・旧第 6 条繰上、平 24 規則 5・一部改正)

(支給の決定)

第 6 条 前条第 1 項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定したときは、こども医療費支給決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により支給を決定した医療費は、速やかに申請者に交付するものとする。この場合において、申請者の死亡等により当該申請者に交付することができないときは、市長が定める者に交付するものとする。

(昭 59 規則 33・旧第 6 条繰下・一部改正、平 17 規則 27・平 17 規則 41・平 20 規則 3・一部改正、平 22 規則 37・旧第 7 条繰上、平 24 規則 62・一部改正)

(届出事項)

第 7 条 受給資格者は、自己又は条例第 3 条の対象のこどもについて、氏名、住所、加入医療保険等受給資格の登録事項に変更があつたときは、こども医療費

受給資格内容等変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

2 受給資格者は、条例第3条に規定する支給の対象に該当しなくなつたときは、こども医療費受給資格喪失届を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、受給資格者がその資格を喪失したと認めたときは、こども医療費受給資格消滅通知書により受給資格者に通知するものとする。ただし、受給資格者又は条例第3条の対象のこどもが死亡した場合は、この限りでない。

(昭59規則33・旧第8条繰下・一部改正、昭63規則33・平4規則20・平20規則3・一部改正、平22規則37・旧第9条繰上・一部改正、平24規則62・旧第8条繰上)

(受給資格証の返還)

第8条 受給資格者が、その資格を喪失したときは、速やかにこども医療費受給資格証を市長に返還しなければならない。

(昭59規則33・旧第9条繰下・一部改正、昭63規則33・平4規則20・平20規則3・一部改正、平22規則37・旧第10条繰上、平24規則62・旧第9条繰上)

(返還請求)

第9条 条例第10条の規定による医療費の返還の請求は、こども医療費返還請求書により医療費を返還すべき者に通知して行うものとする。

(平24規則62・追加)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他のこども医療費の支給に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

(昭63規則33・追加、平4規則20・平5規則16・平20規則3・平21規則16・一部改正、平22規則37・旧第11条繰上、平29規則45・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

附 則（昭和59年規則第33号）

- 1 この規則は、昭和60年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の新座市乳児医療費支給に関する条例施行

規則の規定により交付されている乳児医療費受給資格証については、改正後の新座市乳児医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（昭和 63 年規則第 33 号）

- 1 この規則は、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に第 13 条の規定による改正前の新座市乳児医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されている乳児医療費受給資格証については、同条の規定による改正後の新座市乳児医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成 4 年規則第 20 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の新座市乳児医療費支給に関する条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の新座市乳幼児医療費支給条例施行規則の規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

（新座市役所出張所処務規則の一部改正）

- 3 新座市役所出張所処務規則（昭和 55 年新座市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

（新座市事務分掌規則の一部改正）

- 4 新座市事務分掌規則（昭和 63 年新座市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成 5 年規則第 16 号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 28 号）

この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 36 号）

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新座市乳幼児医療費支給条例施行規則、第2条の規定による改正後の新座市老人の医療費の支給に関する条例施行規則、第3条の規定による改正後の新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、第4条の規定による改正後の新座市高額療養費資金貸付基金条例施行規則第2条第3号及び第4条、第5条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第7条第3号及び第11条第2項第1号並びに第6条の規定による改正後の新座市指定訪問看護利用料等に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から、第5条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第8条第1号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第24号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第31号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第27号）

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

2 改正後の新座市乳幼児医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第41号）

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新座市乳幼児医療費支給条例施行規則、第2条の規定による改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行

規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第3号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第16号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第37号）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 改正後の新座市こども医療費支給に関する条例施行規則第4条第4項の規定は、この規則の施行の日以後にこども医療費の支給の対象となった者について適用し、同日前にこども医療費の支給の対象となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第41号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第5号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の新座市こども医療費支給に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第42号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の新座市こども医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されているこども医療費受給資格証については、改正後の新座市こども医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されたこども医療費受給資格証とみなす。

附 則（平成29年規則第45号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第14号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の新座市こども医療費支給に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受給資格登録申請に係るこども医療費受給資格証の始期について適用し、同日前の受給資格登録申請に係るこども医療費受給資格証の始期については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第26号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

⑤ こども医療費受給資格証						
公費負担者番号						
受給資格証番号						
受給資格者	氏名					
	住所					
こども	フリガナ					
生年月日		年	月	日		
有効期間		年	月	日	から	
		年	月	日	まで	
現物給付対象医療機関						
現物給付限度額						
年 月 日						
新座市長 団						

注意事項

- 1 この証は、新座市こども医療費支給に関する条例により、一部負担金等について支給を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この制度を利用し診療等を受けるときは、必ずこの証と被保険者証等と一緒に医療機関等の窓口に提示してください。ただし、次の場合は、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、翌月以降「こども医療費交付申請書」に領収書を添付し、市に申請してください。この場合の請求期限は、その翌日から起算して5年間です。
 - (1) 現物給付対象外の医療機関等で受診した場合
 - (2) 一部負担金等が1医療機関等につき月額21,000円以上の場合
- 3 学校(幼稚園・保育園)管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合に診療等を受けるときは、この証を医療機関等に提示しないでください。
- 4 未熟児養育医療など他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 5 次の場合は、必ず本市に届出をしてください。
 - (1) 転出、死亡等で受給資格を喪失したとき。
 - (2) 受給資格者又は対象のこどもの氏名、住所、加入医療保険等に変更があったとき。
 - (3) 他の公費負担医療制度等の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくなったとき。
 - (4) 対象のこどもが新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例又は新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による支給対象者になったとき。
 - (5) その他資格登録内容に変更が生じたとき。
- 6 転出等により本市での受給資格を喪失した後は、この証は県内・県外を問わず使用できません。速やかに本市に返還してください。
- 7 受給資格の喪失後にこの証を使用して診療等を受けたとき、偽りその他不正にこの証を使用したとき、又は他の公費負担医療制度により医療費の支給を受けたときは、本市が支給した一部負担金等の返還を求めますので御注意ください。
- 8 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関等への適正受診に御理解と御協力をお願いします。

別記様式（第4条関係）

(平20規則3・全改、平23規則41・平26規則42・令4規則2
6・一部改正)